

第 3 次

胎内市行政改革大綱

平成 2 9 年度～平成 3 3 年度

平成 2 9 年 2 月

胎 内 市

目 次

I	これまでの行政改革の取組	1
II	第3次行政改革大綱の目指す方向性	2
III	重点事項について	3
1	『市民協働によるまちづくり』のための改革	3
	(1) 積極的な情報発信と市民との情報共有	3
	(2) 市民と共に進めるまちづくり	4
2	『選択と集中及び未来への投資を理念とした行財政運営』のための改革	4
	(1) 行政目的をかなえるための予算編成	5
	(2) 歳入における財源の確保	5
	(3) 歳出における効率的な執行	5
	(4) 公営企業等の健全経営	5
3	『総合計画の全ての施策を着実に実施する組織体制の構築』のための改革	6
	(1) 総合計画の方向性に沿った組織づくり	6
	(2) 職員の資質向上に向けた取組	6
	(3) 定員適正化	7
IV	計画期間	7
V	実施計画	7
VI	推進体制	7
	用語解説	8
	資料1 第3次胎内市行政改革大綱の策定について（諮問）（写）	9
	資料2 第3次胎内市行政改革大綱について（答申）（写）	10
	資料3 胎内市行政改革推進委員会名簿	11
	資料4 第3次胎内市行政改革大綱策定経過	12

I これまでの行政改革の取組

平成17年9月1日に中条町と黒川村が合併して胎内市が誕生してから10年余りが過ぎましたが、市では、第1次行政改革大綱（実施期間：平成19～23年度）や第2次行政改革大綱（実施期間：平成24～28年度）で、変化し続ける社会情勢と多様化する市民のニーズを踏まえ、行政サービスの質的向上や効率的な行政運営、財政の健全化など様々な改革に取り組んできました。

また、大綱に掲げる取組を着実に推進するための実施計画を策定し、市民で構成される諮問機関である「行政改革推進委員会」に毎年度進捗状況を報告し、提言を取り入れながら市民参画による行政運営を目指してきました。具体的には、定員の適正化及び財政の健全化、事務事業や補助金制度の見直し、指定管理者制度の推進と民間委託の導入など、様々な改革により一定の成果を挙げてきました。

しかし、「市民がより主役となる協働の取組」や「市民の意見の更なる把握と行政サービスへの反映」といった課題も残されています。

【これまでの行政改革の主な取組】

取組期間等	概要	主な取組
第1次行政改革 (平成19～23年度)	行政サービスの質を低下させることなく、行政の簡素化・効率化を推進	◎行政評価システムの導入 ◎各種補助金・助成金の見直し ◎定員適正化計画の策定及び実施 など
第2次行政改革 (平成24～28年度)	市民の視点に立った行政運営の推進、健全で効率的な財政基盤の確立、効率的で質の高い執行体制の整備を目指す	◎ホームページのリニューアル ◎計画策定における市民の参画 ◎指定管理者制度の推進と民間委託の導入 ◎施策評価の実施 など

Ⅱ 第3次行政改革大綱の目指す方向性

全国的に、少子高齢化及び若年層の都市圏への転出が増加してきていることに基因する人口減少が多く地域で共通する課題となっていますが、本市の場合は、転出入の社会増減がほぼ同程度で推移していることから、減少傾向は比較的緩やかです。しかしながら、今後も少子高齢化が加速していくことが予想されるため、そこに付随する諸問題への対応と、今後の胎内市の理想とする姿を実現するため第3次行政改革大綱を策定します。

目指す方向性としては、更なる行財政の効率化を進めるとともに、市民、企業、NPO（※1）等が様々な行政分野においてこれまで以上に積極的に参画する市民協働（※2）による取り組みを進め、第2次胎内市総合計画の基本方針に連動した改革を推進することとします。

そのため、求められる重点事項としては、（1）市民協働によるまちづくり、（2）選択と集中及び未来への投資を理念とした行財政運営、（3）総合計画の全ての施策を着実に実施する組織体制の構築に向けた改革とし、「第2次胎内市総合計画」の基本理念である『自然が生きる、人が輝く、交流のまち“胎内”』を実現すべく、市民と行政が一体となって持続可能なまちづくりを進めます。

【「第2次胎内市総合計画」と「第3次胎内市行政改革大綱」の関係】

第2次胎内市総合計画（平成29～38年度）

目指すまちの姿とこれを実現するための計画

【基本理念】（まちの将来像）

「自然が生きる 人が輝く 交流のまち “胎内”」

【基本方針】（基本理念を実現するための方針）

市民協働・選択と集中・未来への投資

推 進

第3次胎内市行政改革大綱（平成29～33年度）

【重点事項】

- 1 『市民協働によるまちづくり』のための改革
- 2 『選択と集中及び未来への投資を理念とした行財政運営』のための改革
- 3 『総合計画の全ての施策を着実に実施する組織体制の構築』のための改革

Ⅲ 重点事項について

1 『市民協働によるまちづくり』のための改革

市民協働によるまちづくりを進めるためには、地域が抱える課題を解決する過程において、地域の合意形成をもとに行政が市民・企業・NPO等多様な主体と協働して取組を行うことが重要です。

そのため、行政は市民の意向を的確に把握した上で目標を設定・管理し、その達成に向けた使命感を持ち、市民と協働しながら職務を遂行することが重要です。

(1) 積極的な情報発信と市民との情報共有

協働を進めるためには、多様な手段を活用した積極的な情報発信と、市民の意向を的確に把握するための広報・広聴の機能と機会が確立されていることが重要です。

現在までのところ、市報やホームページの他にSNS（※3）による情報発信を広報として、「市長への手紙」を広聴としてそれぞれ位置付けて取り組んでいます。これだけでは双方向的で有用な手段として十分に機能しているとは言えない現状にあります。

そのため、行政と市民が信頼関係のもとに真摯に意見を交換できる場を作る必要があります。

【取組の例】

- ①分かりやすい表現による行政情報の見える化(積極的な公開)
- ②広聴機能・機会の充実(SNSの活用などによる意見交換)
- ③パブリックコメント(※4)の拡充(情報共有)

また、情報公開条例と個人情報保護条例を両軸とした、知る権利の保障と個人情報の厳重な取扱いを保持しながら、情報化を推進していくことが重要になってきます。

【取組の例】

- ①行政の説明責任(アカウンタビリティ(※5))を果たす
- ②行政情報セキュリティ監査の実施(実務における情報漏えい防止)

(2) 市民と共に進めるまちづくり

市民の多くが主体的にまちづくりに参加しやすくするためには、行政と市民の間で前述の情報共有を基盤とした相互理解による信頼関係や協力関係が形成されることで、市民の誰もが協働・参画・参加できるような環境が整えられていくことが大切です。

また、行政と市民・企業・地域自治組織・NPO等の市民団体が、協働自体の認識やあり方に対して共通した考えを持ち、お互いが理解し合い、地域課題を解決するためにそれぞれの立場を超えて取り組むことが重要です。

【取組の例】

- ①市民団体等との協働に関する研修会の開催(共通理解と意識の醸成)
- ②市民団体の組織化支援(NPO等の組織化への支援)
- ③市民団体と行政のマッチングの機会の創出(双方向の協働提案)
- ④各種委員会等の公募委員の設置(市民が参画できる機会の創出)

2 『選択と集中及び未来への投資を理念とした行財政運営』のための改革

全国規模の経済状況とは別に地方の経済は好況とは言えない状況の中で、合併後の10年間は、合併特例債等を活用してインフラや施設の整備を進めるとともに、施設の運営については指定管理者制度等を活用して行財政運営の効率化を進め、新市の基盤を整えてきました。

今後は、普通交付税が合併後の特例期間の終了により段階的に縮減となるなど財源の確保が一層難しくなる反面、老朽化が進むインフラや施設の維持・更新に係る経費、高齢化社会の進展に伴う社会保障費などが増大することは必至です。

そのため、限られた予算の中で重要度や優先度を十分に勘案し、必要な予算を効果的かつ効率的に配分し、事務事業についても職員一人一人がこれまで以上に徹底した問題・改善意識を持ちながら予算を執行することが重要となります。

(1) 行政目的をかなえるための予算編成

予算編成と行政評価を連動させることにより、選択と集中の理念に基づき必要に応じてスクラップ・アンド・ビルド(※6)を行いながら、限られた予算の中で効果的な配分を行い望ましい財政運営を目指します。

また、補助金についても、平成19年度に策定した「補助金等のあり方に関するガイドライン」に基づき、行政の責任分野、経費負担のあり方、費用対効果等を十分検証の上、廃止、統合・再編、減額、終期設定等の見直しを行います。

【取組の例】

- ①今後の予算の見通しに関する周知(職員一人一人の改善意識の高揚)
- ②事業計画に基づく長期的な予算管理(未来への投資)
- ③行政評価自体の実効性を強化(事業の廃止を結論づけられる体制づくり)

(2) 歳入における財源の確保

市税等の収納率の向上とともに、市民の理解を得ながら、市有財産の活用などもあわせた自主財源の確保と将来に向けた更なる財源の獲得のため、クラウドファンディング(※7)や企業版ふるさと納税(※8)などの導入も検討します。

【取組の例】

- ①収入確保対策の強化(収納率の向上)
- ②収納窓口の利便性向上(コンビニ収納の周知等)
- ③遊休財産の利活用(売却や貸付など)

(3) 歳出における効率的な執行

ある予算をあるがままに執行するのではなく、コスト感覚を意識し、柔軟性を持ちながら、年度内においても効果的に行政目的にかなうよう執行します。

【取組の例】

- ①既成概念にとらわれない予算執行(合理的で無駄のない支出)
- ②費用対効果の検証(決算による事後評価)

(4) 公営企業等の健全経営

第三セクターを含む公営企業等の経営の健全化を目指し、独立採算制の会計の原則に基づき、中長期的な視点に立った経営に取り組みます。

【取組の例】

- ①最適な運営方法を導入(P P P(※9) / P F I(※10)やコンセッション方式(※11)など)

3 『総合計画の全ての施策を着実に実施する組織体制の構築』のための改革

総合計画に掲げる将来的なまちの姿を実現するためには、行政課題に柔軟かつ積極的に対応すべく、戦略的に組織体制を改革して行く必要があります。

そのためには、高い専門性と使命感を持ち主体的に行動する職員の確保と養成が重要となってきます。

(1) 総合計画の方向性に沿った組織づくり

これまで、行政評価による成果重視の行政運営の推進に一定の成果を挙げてきましたが、第2次総合計画の実現に向け、引き続き事務事業の改善、職員の意識改革、予算への反映、行政の説明責任の向上を図っていきます。

そのため、行政課題の解決にあたっては、行政評価と業務量ヒアリングにより事務事業の目的と内容、事務量の多寡を考慮しつつ、必要に応じて複数の部署を横断するチーム等を結成し、職員の個々の能力を最大限に活かしながら、その中での論議等を施策と予算に反映できるような組織体制の構築を行います。

【取組の例】

- ①行政評価の深化（成果や改善点をより具現化するための手法を検討）
- ②プロジェクトチームの構築（特別な目的のため編成）

(2) 職員の資質向上に向けた取組

行政サービスの質の向上を図るためには職員一人一人の能力開発が肝要であり、学習し、経験した成果を発揮できる環境を整えます。

人材を育成するためのシステム「人事評価制度」を機能的に運用し、日頃のコミュニケーションをはじめ、目標設定・進捗管理・能力評価を適正に行いながら、職員の自己啓発と業務遂行能力の向上を図ります。

【取組の例】

- ①職員のステージに応じた研修の実施（職務に必要な知識の習得）
- ②研修成果発表会の実施（成長を促し、成果を共有する活動）
- ③協働志向型職員の養成（協働意識の醸成）
- ④業務改善チームの設置検討

(3) 定員適正化

分権型社会の進展に伴う国県からの権限移譲、多様化する行政需要への対応等を考察した中で、職員数の適正化を見定めながら定員管理に努めていきます。

また、望ましい地域づくりを担っていくうえで有能な人材を確保すべく、採用方針・計画等についても鋭意検討し推進を図っていきます。

【取組の例】

- ①職員数の管理と適正な人員配置（業務量と職員数等のバランス）
- ②既存の採用制度にとらわれない新たな採用手法の検討

IV 計画期間

平成29年度から平成33年度までの5か年とし、中間年度での検証による新たな課題の掘り起こしや改善策を検討します。また、国県の制度改正による変更の必要性が生じた場合は適宜検討の上、見直しも行います。

V 実施計画

行政改革大綱の実効性を確保するため、実施計画を策定し、毎年度進捗管理を行います。

また、進捗状況や評価内容により、必要に応じて見直しを行います。

VI 推進体制

- (1) 庁内に「行政改革推進本部」を置き、本部長は市長、副本部長は副市長がこれにあたり、本部員は教育長、課長、室長、事務局長及び支所長をもって充てます。

本部は、毎年度実施計画の進捗状況を検証し、目標の達成に向けて取り組みます。

- (2) 市民で構成される諮問機関である「行政改革推進委員会」は行革大綱及び実施計画の提言、毎年度の進捗状況について市民目線で検証し、本部に対し必要な助言を行います。

- (3) 進捗状況等に関することは、毎年度取りまとめ、市のホームページを通じて広く市民に公開します。

【用語解説】

※1 NPO (P2)

Non-Profit Organization の略。非営利組織や民間非営利組織の意味。利益を得て配当することを目的とする組織である企業に対し、福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力などの様々な分野で社会貢献を行うことを目的とする団体を指す。

※2 市民協働 (P2)

協働とは、住民、NPO、行政、企業等、多様な主体がお互いの立場を尊重した対等の関係で、共通の目的を達成するために協力して活動すること。

※3 SNS (P3)

Social Networking Service の略。人と人とのつながりを促進・支援する、コミュニティ型のウェブサイトおよびネットサービスのこと。(フェイスブック、ツイッターなど)

※4 パブリックコメント (P3)

政策、制度等を決定する際に公衆の意見を聞いて、それを考慮しながら最終決定を行う仕組みにおける、公募で寄せられた意見と区分して、市民などの公衆の意見。

※5 アカウンタビリティ (P3)

説明の義務・責任。政策やその執行について市民の納得できるように説明する義務をもつこと。

※6 スクラップ・アンド・ビルド (P5)

予算の膨張を防ぐため、新規事業を行う場合は、それに相当するだけの既存事業を見直し、廃止・縮小を検討していくこと。

※7 クラウドファンディング (P5)

群衆 (crowd) と資金調達 (funding) を組み合わせた造語で、製品・サービスの開発、もしくはアイデアの実現などの「ある目的」のために、インターネットを通じて不特定多数の人から資金の出資や協力を募ること。

※8 企業版ふるさと納税 (P5)

企業が自治体に寄付をすると税負担が軽減される制度。

※9 PPP (P5)

Public Private Partnership の略。官と民がパートナーを組んで事業を行うという、新しい官民協力の形態で、従来地方自治体が公営で行ってきた事業に、民間事業者が事業の計画段階から参加して、設備は官が保有したまま、設備投資や運営を民間事業者に任せる民間委託などを含む手法。

※10 PFI (P5)

Private Finance Initiative の略。国や地方自治体が基本的な事業計画をつくり、資金やノウハウを提供する民間事業者を入札などで募る方法。

※11 コンセッション方式 (P5)

高速道路、空港、上下水道などの料金徴収を伴う公共施設などについて、施設の所有権を発注者(公的機関)に残したまま、運営を特別目的会社として設立される民間事業者が行うこと。

資料 1



胎総政第 508 号
平成28年10月28日

胎内市行政改革推進委員会
会 長 今井 和彦 様

胎内市長 吉田 和夫

第3次胎内市行政改革大綱の策定について（諮問）

胎内市行政改革推進委員会条例第2条に基づき、第3次胎内市行政改革大綱の策定について諮問いたします。

資料 2



平成 29 年 2 月 6 日

胎内市長 吉田 和夫 様

胎内市行政改革推進委員会
会 長 今井 和彦

第 3 次胎内市行政改革大綱について（答申）

平成28年10月28日付け胎総政第508号をもって諮問のありました「第3次胎内市行政改革大綱（案）」について、慎重に審議した結果、別紙のとおり答申します。

資料 3

胎内市行政改革推進委員会

[任期 平成 28 年 1 月 1 日～平成 30 年 12 月 31 日]

[敬称略]

会 長 今 井 和 彦

会長代理 天 木 正 史

委 員 今 井 和 子

委 員 鈴 木 俊 一

委 員 富 澤 佳 恵

委 員 成 田 武比古
(平成 28 年 10 月 1 日～)

委 員 布 川 拓 男

委 員 橋 本 節 子

資料 4

第 3 次胎内市行政改革大綱策定経過

平成 28 年 10 月 27 日	・ 第 1 回行政改革推進委員会 (大綱素案について説明)
平成 28 年 10 月 28 日	・ 第 3 次行政改革大綱の策定について (諮問)
平成 28 年 12 月 2 日	・ 市議会へ策定経過報告
平成 28 年 12 月 13 日	・ 第 2 回行政改革推進委員会 (大綱素案について審議)
平成 28 年 12 月 19 日	・ 行政改革推進本部会議
平成 29 年 1 月 11 日	・ 第 3 回行政改革推進委員会 (大綱案について審議)
平成 29 年 1 月 16 日	・ 行政改革推進本部会議
平成 29 年 2 月 6 日	・ 第 4 回行政改革推進委員会 (大綱案について最終確認・答申案について) ・ 第 3 次行政改革大綱について (答申)
平成 29 年 2 月 13 日	・ 行政改革推進本部会議
平成 29 年 2 月 21 日	・ 市議会へ策定概要報告
平成 29 年 2 月 28 日	・ 第 3 次行政改革大綱策定

